

第五次国有林野施業実施計画書

(置賜森林計画区)

(第二次変更計画)

計画期間 自 平成29年4月 1日
至 平成34年3月31日

(第一次変更 平成30年3月)

(第二次変更 平成31年3月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 伐採及び更新を追加したこと。
- 2 治山工事箇所を追加したこと。

【変更項目及び頁】

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	
(4) 伐採総量	1
(再掲) 市町村別内訳	2
(5) 更新総量	3
4 治山に関する事項	4

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位：m³/ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	-	27,479 (551.65)	27,479				
自然維持タイプ	-	1,393 (42.19)	1,393				
森林空間利用タイプ	-	765 (22.06)	765				
快適環境形成タイプ	-	-	-				
水源 涵養 かん タイプ	スギ・カラマツ等	40,727	28,495	69,222			
	スギ・カラマツ等長伐期	-	13,610	13,610			
	アカマツ等	4,224	6,536	10,760			
	植栽型複層林	22,986	21,448	44,434			
	天然更新型複層林誘導	349	33,031	33,380			
	広葉樹択伐	703	143	846			
	ナラ等中小径木	170	-	170			
	施業群設定外	36,544	-	36,544			
	計	105,703	103,263 (1,250.03)	208,966			
合 計	105,703	132,900 (1,865.93)	238,603	9,500	248,103	-	248,103
年 平 均	21,164	26,580 (373.19)	47,744	1,900	49,644	-	49,644

注1：()は、間伐面積である。

注2：「年平均(残期間)」は、従前の年平均に今回の計画変更による伐採量の増減量を本計画の残期間で除したものを加えて算出した数量を計上した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位:m3、ha)

市町村名	林 地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
米沢市	9,385	11,462 (230.47)	20,847				
長井市	—	6,714 (91.18)	6,714				
南陽市	5,865	9,471 (75.58)	15,336				
高畠町	—	333 (11.98)	333				
川西町		9,894 (96.52)	9,894				
小国町	90,453	92,454 (1,269.80)	182,907				
白鷹町	—	60 (5.42)	60				
飯豊町	—	2,512 (84.98)	2,512				
計	105,703	132,900 (1,865.93)	238,603				

注1：市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

注2：（ ）は、間伐面積である。

(5) 更新総量

(単位 : h a)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 ^{かん} タイプ	合計
人 工 造 林	単層林 造 成	-	-	-	-	81.00	81.00
	複層林 造 成	-	-	-	-	62.94	62.94
	計	-	-	-	-	143.94	143.94
天 然 更 新	天 然 下 第 1 類	-	-	-	-	25.58	25.58
	天 然 下 第 2 類	-	-	-	-	9.61	9.61
	ぼう芽	-	-	-	-	1.62	1.62
	計	-	-	-	-	36.81	36.81
合 計		-	-	-	-	180.75	180.75

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量
置賜署 4, 14, 37, 71, 75, 88, 111, 115, 205, 210, 233 235, 236 I, 239, 240	保全施設	溪間工	2 3 計 2 3
置賜署 14, 15, 205		山腹工	3 計 3
置賜署 205		地すべり 防止工	1 計 1
置賜署 7 I, 8, 10, 14, 16, 17, 18, 19, 21, 24, 25, 28, 29, 30, 31, 35, 36, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47 I, 47 II, 48, 49, 50, 51 II, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 72, 74, 75, 76, 81, 82, 83 II, 83 III, 83 IV, 84, 85, 86 I, 86 II, 87, 88, 89, 90, 91 I, 91 II, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 100, 102, 103, 104, 105, 112, 114, 118, 119 I, 126, 127, 128, 129, 131 II, 131 III, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 211, 215 I, 215 II, 215 III, 224, 225, 226, 230 II, 231, 232, 238, 239, 240, 241, 242, 249, 257, 258, 259, 260, 265, 268 IV, 268 V, 269,	保安林の整備	その他	9 3 9 計 9 3 9
合 計	保全施設 保安林の整備		2 7 箇所 9 3 9 h a

注：保全施設は箇所数、保安林の整備はha

ただし、上記以外にも災害復旧等緊急を要する箇所については、必要な措置を講ずるものとする。